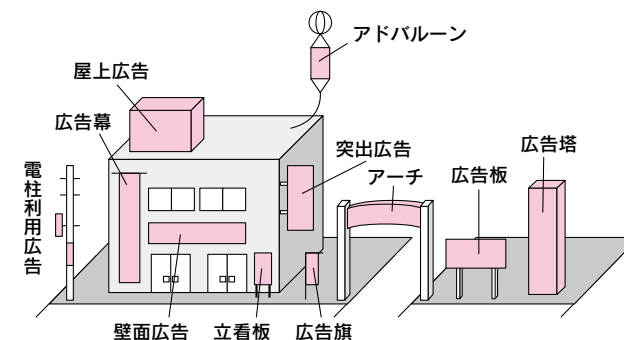


知っていますか？ 屋外広告物のルール

本市では美しい景観を守るため、屋外に設置する広告物について一定の基準を設け、制限しています。このため屋外広告物を設置するには、市の許可が必要です。
住みやすく美しい前橋市にするため、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせは まちづくり課 ☎ 898-6974

〈図 1〉 屋外広告物の種類



■屋外広告物とは
屋外に継続して設置・表示する広告物を屋外広告物といえます。屋外広告物には自己の店名や事業内容などを自己の事業所などに表示する自家広告物と、それ以外の非自家広告物があります。
看板や貼り紙、のぼり旗などのほか、建物に直接書かれた文字も該当します（図1のとおり）。

■禁止地域と許可地域
市内には屋外広告物を表示

できない禁止地域と、表示できる許可地域があります（表1のとおり）。
禁止地域では、敷地内にある表示面積の合計が10平方メートル以下の自家広告物や、施設などへの案内・誘導を目的とする2平方メートル以下の非自家広告物などを除き、広告物は設置できません。

許可地域でも、合計が15平方メートルを超える自家広告物を設置する場合は市の許可が必要です。

表 1 屋外広告物の禁止地域と許可地域		
許可地域	第1種	良好な景観の形成と、生活や産業活動などの利便との調和に配慮すべき地域や場所です。
	第2種	産業活動の利便に配慮すべき地域や場所です。第1種許可地域よりも基準が緩和されています。
禁止地域		
良好な景観の保全を優先すべき地域や場所です。原則として屋外広告物を表示することはできません。		

※都市計画の用途地域ごとに指定しています。

■許可地域で設置できない物

許可地域においても、著しく汚損・老朽化した物や蛍光塗料・反射板などを使用した

広告物は表示できません。

また、橋（歩道橋を含む）

や街路樹、道路標識、ガードレールなどへの表示はできません。電柱や街灯柱についてはポスターや立看板・のぼり旗の表示を禁止しています。

■広告物を表示する際の義務

広告業者が所有する広告板

に広告主の店名などの表示をした場合には、広告業者だけでなく、広告主にも責任が及びます。

広告主は屋外広告物が許可を受けているか広告業者に確認してください。許可を受けていない場合には違反広告物として是正指導を受けることがあります。速やかに許可申請が除却を行ってください。

また、設置や管理が適正に行われない屋外広告物は地震

や台風などの災害時に落下する恐れがあり危険です。広告物を表示・設置する人は被害の防止に努めてください。

■短期広告物の取り扱い

広告幕・ポスター・立看板のような短期間表示の広告物（短期広告物）も掲出に当たっては許可が必要です。

短期広告は劣化すると景観を損ねるものとなります。

表示期間を過ぎた物は速やかに撤去してください。

■違反広告物に是正指導を行います

本市では「振り返りたくなる風景がある」をテーマに、赤城山が作り出す美しい眺めを保全する取り組みを行っています。

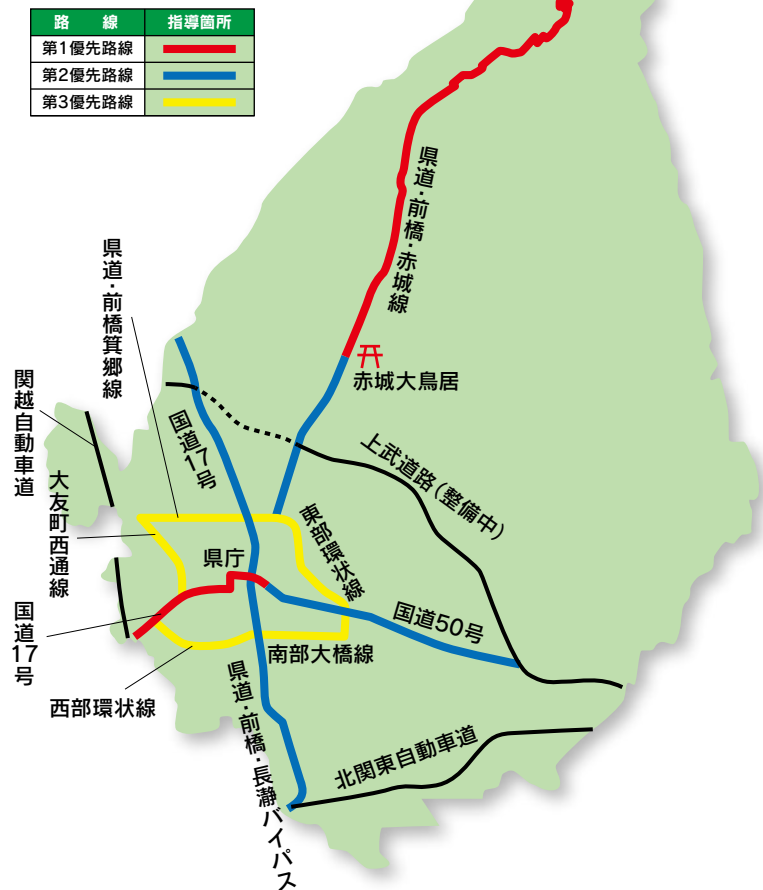
その一つとして、10月から屋外広告物を禁止している

県道前橋・赤城線（赤城大鳥居から赤城大沼まで）の道路沿いの地域について、屋外広告物の是正指導

を行います。その後、平成26年度までの3年間で、違反広告物は是正指導計画で定める優先路線においても実施していく予定です（図2のとおり）。文書が届いた広告主や広告業者は、速やかに広告の是正を行ってください。

今後も美しい景観を維持するため、保全活動に取り組んでいきます。ご理解とご協力をお願いします。

〈図 2〉
平成 24 年度～26 年度
違反広告物是正指導計画図



美しい景観を維持するために



是正指導を行うと

